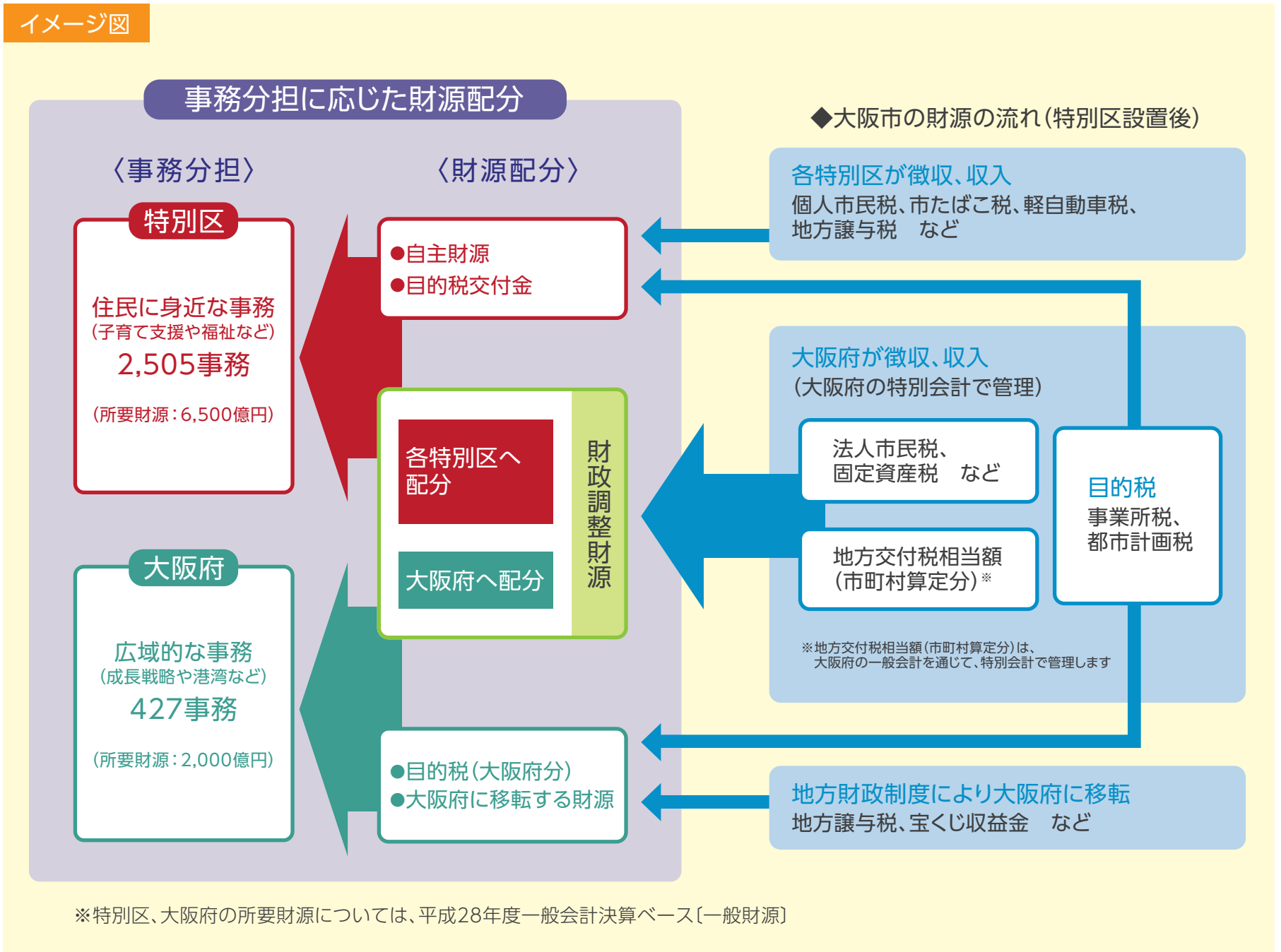


7 財政調整

■基本的な考え方

- 現在の住民サービスを適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じた財源を配分します。
(大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当します。)
- 特別区の設置から10年間は、住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して追加的な財源(各年度20億円)を配分します。
- 特別区の設置の日までに大阪市立の高校の移管が行われた場合、その影響額を勘案した財源(各年度17億円)を特別区に対して配分します。
- 特別区間の税源や行政需要の偏在による収支不均衡を是正できるよう各特別区に財源を配分します。
- 大阪府において特別会計を設置するなど、財政調整制度の透明性を確保します。

イメージ図



8 財産・債務

■基本的な考え方

- 特別区や大阪府が、現在の住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担などを踏まえ、財産・債務を承継します。
- 株式、基金等の財産は、特別区への承継を基本とし、大阪府が処理する事務に密接不可分なものに限って大阪府が承継します。
※大阪府が負担することとなっている万博会場建設費のうち、特別区の設置後に生じる額は基金として大阪府へ承継します。
- 発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し償還します。
(償還費用は特別区と大阪府が財政調整財源等で負担します。ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは特別区に承継し償還します。)

住民サービスに必要な財産の取扱い

財産の承継先		主なもの
特別区	財産の所在特別区	幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、住民に身近な公園などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など
	一部事務組合	中央体育館、斎場 など
大阪府		府道、大規模な公園、国際見本市会場(インテックス大阪)などの土地・建物・工作物、これらに付随する備品、事務機器 など